

平成 25 年 1 月 15 日

復興大臣

福島原発事故再生総括担当大臣 根本 匠 様

飯 館 村 長 菅 野 典 雄

復興・復旧にかかる要望書

飯館村における原子力災害への対応

発災から 1 年 10 か月が過ぎ、計画的避難区域から「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の 3 つに区域が再編されたが、依然として村民は先行き不透明の中で様々なストレスを抱えながら避難先での不自由な生活を強いられている。

本村は、他の自治体に先んじて区域再編をはじめ復旧・復興に向けた協議に取り組んでいるが、早期の復興につなげるためには村民の気持ちに寄り添いながら、今までも国に対しても具体的に提案し対応してきている。

村民の帰還を進めるためには、除染や復興住宅、村民の生活再建に向けた支援制度の創設など、帰還に向けて国・県と一体となった施策の展開が不可欠であり、関係機関との連携を密にすることはもとより、村民の意見や現場の状況を逐次把握し、必要な施策について時機を逃さず展開していくことが重要である。以上のことから、次の事項について要望する。

記

1 村内全域除染の徹底と監視体制

帰還の条件となる本格除染事業については昨年 11 月から実施されているが、当初予定された村の西半分には遠く及ばず 1 行政区の除染に着手したばかりである。また、マスコミ報道にもあるように不適切な除染が確認されており、多くの村民から除染に対する不安の声が寄せられている。村民が帰還するためには、宅地・農地・山林の除染が不可欠であり、徹底した除染による安心が村への帰還を促すことに繋がると考えられるので、早急に除染事業を進めるとともに、除染にかかる監視について村民自らが関われるよう予算確保について強く要望する。

2 災害救助法に基づく住宅制度の延長と家賃補助の継続

全村避難により、避難を余儀なくされた村民は、現在災害救助法に基づく仮設住宅、借上住宅（みなし仮設住宅）に避難している。また、一部の企業においても、避難者同様、仮設工場、借上店舗での営業を余儀なくされている。

一方、県借上住宅・仮設住宅、仮設工場ともに建築基準法第 85 条の規定に基づき建築されており、現行法では 2 年 3 ヶ月を最長期限としている。この期限はすでに平成 26 年 3 月まで延長されているが、それ以降の期限が明示されないため期限が来れば追い出されるのではという不安を抱えている。また、制度についてある程度期間を

示されることにより避難者も今後の生活設計について明らかになるため、早期に制度の整備を要望する。また、子供を持つ家庭などはすぐには戻れないと考えている村民も少なくないことから、避難解除により借り上げ住宅の制度が終了されると、岐路に立たされる村民も少なくない。ついては、段階的に自立に向け誘導するような補助の創設について要望する。

3 財物価格の早期賠償と請求の弾力的な運用を図ること

本村の土地（宅地、農地、山林）、家屋、農機具等は放射性物質の降下により汚染されその価値が著しく減少している。この財物価値の損失について、早急に賠償すること。特に、土地・家屋の財物賠償については不動産登記を根拠とする旨の方針が出されているが、先祖代々農地・山林・家を守り暮らしてきた村民の多くが賠償を受けられなくなる事態が予想される。今回の賠償は所有権を移転するのではなく、あくまでも放射能で汚染された土地・建物の賠償である。ついては、請求権者の設定にあたっては登記に準じた書類でなく、被災者に寄り添った弾力的な運用を図ること。

4 緊急雇用事業（見守り隊事業）の継続及び事業要件緩和について

避難生活の継続にあたっては、留守中の財産を守るため、「見守り隊事業」を行っている。震災から2年が経過し予算削減が懸念されるが、この見守り隊事業については、国の緊急雇用対策基金により実施しており、防犯及び財産の保護はもとより農業による収入を断たれた住民にとっては就労雇用場としても多大な効果があることから事業の継続を強く要望する。併せて、他の緊急雇用事業についても避難事務には欠かせないので継続を要望する。

5 子供の定期避難制度の創設

避難を強いられた村民は、慣れない環境で不自由な生活を余儀なくされている。特に子供たちは、震災以降、屋外での活動を制限されたり、狭い校庭やスクールバスでの通学の影響から部活動が制限されるなど、精神的な苦痛は計り知れない。このことから、一定期間子供たちが放射線の不安や避難生活から解放され健全な人間形成につながるような国内外の研修旅行プログラム事業を創設し、支援すること。

6 復興住宅建設については全額国負担とすること

全村避難からの復興のためには、復興住宅の整備は不可欠である。本村においては村内3か所の拠点と村外子育て拠点（福島市飯野町）の整備を進めているが、現行制度では事業費の8分の7を復興交付金から、残りの8分の1を設置する地方公共団体が負担することとされている。このことは財政力に乏しい本村においては大きな障害である。先の新聞報道によれば双葉郡の町外コミュニティについては全額国庫負担で整備するとの方針が示されたが、本村の復興住宅についても同様の措置がなされるよう要望する。